

学生のみなさまへ（修士・博士課程、医薬3回生以上、宇治・桂地区所属の学生、奨学金申請者等）
（本部地区は新入学部生、学部2回生、医療系以外の学部3回生以上を除く）

学生一般定期健康診断のご案内

4月13日から16日（宇治地区は20日、桂地区は22日）の間に、学生一般定期健康診断を行います。健康診断は、健康管理、病気の早期発見に繋がります。また、健康診断を受けなかったものは、当該年度に施行する試験を受けることが出来ない場合があります。**必ず受検してください。**

■新型コロナの感染が気になり受検できない場合には、WEB問診内の「特記事項」欄に「WEB問診のみ受検」と記載してください。

なお、WEB問診のみ受検の場合、証明書自動発行機（無料）でのWEB問診結果の発行（証明）はできませんので、ご留意願います。

現在のところ期間外での健康診断実施の代替措置はありません。

受検に当たっての注意事項

- 原則指定された日時に受検してください。
※指定日時に受検出来ない場合は、当該日の午前または午後に受検して下さい。
- 健診に必要な問診は、必ず受検日の1日前（土・日曜日を除く）の午後5時までに、あらかじめ下記のURLより、入力してください。
- WEB問診入力できなかった場合は健診当日に健診会場にあるタブレット端末で入力していただきます。

WEB問診は学内
ネットワーク限
定で4月2日
(金)より入力
可能!

「環境安全保健機構 健康管理部門」ウェブサイト

<https://www.hoken.kyoto-u.ac.jp/service/healthcheck/student/>



1. 受検に必要なもの

- (1) 早朝に採取した尿（採尿容器および尿検査用名簿袋は各所属学部・研究科の教務担当掛で配布します）
- (2) 学生証（受付に必要なので必ず持参して下さい）
- (3) 胸部X線を受ける方は薄手で無地の肌着（Tシャツ）を着用してきてください。

2. 健康診断項目

検尿、血圧、身長・体重、一般問診、医師問診（該当者のみ）、胸部X線（該当者のみ※）

※裏面の「X線撮影必須対象者一覧」を参照のうえ、X線撮影が必要な方は受検してください。令和3年1月以降に検査を受け、異常がなかった者は、一般問診で申し出ることによって省略することができます。

*新型コロナによる感染拡大防止のため視力測定は行いません。

3. 採尿方法について

- (1) 起床後すぐの尿を尿検査用名簿袋内の紙コップにとってください。
- (2) 紙コップの中の尿を採尿容器の中へ入れ、ふたをかたくしめて尿検査用名簿袋に入れてください。
- (3) 尿検査用名簿袋の「事業者名又は学校名」欄に所属学部名と氏名を必ず記入してください。
- (4) 指定された日が生理にかかる方は、提出、未提出にかかわらず、検尿受付で申し出てください。
(女性のみ美実提出日が設定されていますので、提出日の紙を受け取り、利用してください。)

4. 受検時の服装について

(1) 血圧測定、身長体重測定時

測定しやすいように着脱が簡単な服装および靴で受検してください。

血圧測定は袖をまくらず、素肌またはシャツ・薄手のセーターの上から測定してください。

(2) 胸部X線撮影時【密にならないよう待ち時間を減らすため服装には十分注意してください】

薄手で模様、刺繍、ボタン、飾り等のない無地のシャツ類のみ着用可能です（ブラトップは不可）。

長髪はゴム等でまとめ上げ、肩にかからないようにしてください。

ネックレス・アクセサリ等の金属類はフィルムに写りこんでしまうため、必ずはずしてください。

5. 健康診断の結果について

健康診断の結果は『健康診断結果通知書』として証明書自動発行機で発行することができますので、発行開始日（健診月の翌々月の1日（休日の場合は翌日））以降に各自で発行してください。詳しくは健康管理部門のウェブサイトを確認してください。

（参考）

×線撮影必須対象者一覧

京都大学健康管理部門では学校保健安全法、感染症予防法、および学内における感染症予防の観点から
下記対象者に対し胸部×線撮影を必須と定めています。

対象者であって×線撮影を希望されない方は一般問診・医師問診での確認が必要です。

• 全ての学部の1回生
• 修士／専門学位課程／博士後期課程の1回生
• 5年一貫制博士課程（アジア・アフリカ/総合生存学館）の1回生及び3回生
• 公共政策教育学部（公共政策大学院）の1回生
• 経営管理教育部（経営管理大学院）の1回生
• 法科大学院（今年度入学の学生）
• 医学部（人間健康科学科を含む）1回生及び臨床実習に出る学生
• 医学研究科等の診療に関わる学生
• 研究生・科目等履修生・聴講生の初年度
• 教育・介護等実習予定者
• 40歳以上の学生
• 前年度の健診で異常所見が見られた学生、または1年に1度撮影の指示がある学生
• 編入学生の初年度

※必須学生以外の任意の撮影は行いません。

京都大学 環境安全保健機構 健康管理部門
日程等企画に関すること：☎ 075-753-2400
診断書・証明書等発行に関すること：☎ 075-753-2404